

提出物チェック表（設置許可申請）

令和7年11月作成

本用紙の提出は不要です

- 各書類は1部ずつご用意ください。
- 書類はできるだけA4サイズで揃え、ホチキス留めせずにご提出ください。
ただし、6～8はA3サイズでも構いません。
- 控として受付印入りの書類が必要な場合は、申請書のコピー（1部）を併せてご提出ください。

必 要 書 類	備 考	*印は、該当する場合のみ	✓
1 許可申請書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの記載例を参考に、太枠内をすべてご記入ください。 *維持管理主任者を新たに設置する場合は、<u>資格を証する書面のコピー</u>を添付してください。 		
2 委任状【要押印】	<ul style="list-style-type: none"> *申請手続きを第三者に委任する場合に必要です。 ・委任者の押印がある原本をご用意ください。 		
3 案内図	<ul style="list-style-type: none"> 案内図（地図）に設置場所を図示してください。 		
4 アイ i マッピー (用途地域図)	<ul style="list-style-type: none"> 申請前<u>3か月以内に出力</u>したものをご用意ください。 出力手順は以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市行政地図情報提供システムの掲載マップ一覧からマッピー>iマッピーを選択し、設置地点の住所を検索・選択してください。 (2) 地図画面で設置地点をクリックすると、カーソルが十字から旗のアイコンに変わり、選択地点の詳細情報が表示されます。 (3) 右上の印刷ボタンから出力してください。 ※プレビューで旗があることを確認してください。 ※敷地全体が含まれる縮尺を選択してください。 		
5 広告物一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの参考様式（エクセル形式）を使用し、記載例のシートを参考にご記入ください。 		
6 配置図	<ul style="list-style-type: none"> 広告物一覧表に記載した広告物 No. を用いて、敷地内での位置関係を図示してください。 ホームページの記載例を参考にご記入ください。 		
7 立面図	<ul style="list-style-type: none"> 広告物一覧表に記載した広告物 No. を付記してください。 広告物等に脚部や照明装置がある場合は、それらを含めた高さもご記入ください。 壁面看板は、設置高さのほか、設置する壁面等の寸法と、<u>同一面に存在するその他の壁面看板の寸法もご記入</u>ください。 屋上看板は、設置高さをご記入ください。 道路上に突出する袖看板は、道路境界からの出幅と路面から広告物の下端までの高さをご記入ください。 		
8 色彩図（看板姿図）	<ul style="list-style-type: none"> 広告物一覧表に記載した広告物 No. を付記してください。 表示内容が明瞭に確認できるよう作成してください。 		
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> *他者の土地等を借りて、第三者広告を表示等する場合は、その土地等の所有者等から了承を得ていることを示す書類（承諾書等）をご用意ください（要押印）。 *禁止地域内の第三者広告や、景観計画の山手地区内の広告物等については、展望に関する資料が必要な場合があります。詳細は、ホームページにてご確認ください。 		
10 返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> *許可書及び納付書を、窓口ではなく郵送で受け取る場合に必要です。 ・1申請につき1枚をご用意ください。 ・送付先は、申請者住所（所在地）、もしくは委任状に記載された受任者の住所（所在地）を明記してください。 ・定形外封筒（角形2号）に180円切手を貼付してください。 		

様式ダウンロード



横浜市 屋外広告物 提出書類

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/shinseisyorui.html>

※ホームページにアクセス後は、「A『設置』許可申請」をご覧ください。

【お問合せ先】

横浜市 都市整備局 景観調整課（屋外広告物担当）

TEL : 045-671-2648 E-mail : tb-okugai@city.yokohama.lg.jp